

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 87 号

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条本文中「第6条第2項第5号」を「第6条第2項第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)